

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度  
の一部改正について（通知）

平成29年5月  
笠間市総務部財政課

市では低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入し、入札を実施しておりますが、両制度における基準価格の算定方法を下記のとおり、改定いたしました。

つきましては、平成29年5月1日以降の入札から適用いたしますので、お知らせいたします。

○改定内容

低入札調査基準価格及び最低制限価格の直接工事費の算入率を0.95から0.97へ引き上げる。

改定前		改定後
直接工事費×0.95		直接工事費×0.97
共通仮設費×0.90	⇒	共通仮設費×0.90
現場管理費×0.90		現場管理費×0.90
一般管理費等×0.55		一般管理費等×0.55